

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 _____ 内閣府 _____
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・高齢化社会等に対応した特定の課題に資する特定地域再生計画（仮称）の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄付金（法人からのものに限る。）について、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄付金等と合わせて特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額を限度として損金の額に算入させる。 ※上記の「特定地域再生計画（仮称）」については、現在検討中である地域再生制度の見直しにより導入する予定。 ・ 特例措置の内容 法人税において、当該措置が認められた場合、法人事業税（法人税割）及び事業税について同様の効果を適用する。 	
関係条文	[]	
減収見込額	（初年度） 6百万円（ ）（平年度） 26百万円（ ）（単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 「日本再生のための戦略に向けて（平成23年8月5日閣議決定）」においては、高齢化、人口減少の進展等の中で、世界を先導するようなコンパクトシティやエコタウンの推進、・・・公共交通を含む高齢者等の移動しやすさの確保、・・・地域の自給力や創富力を高める取組など、地域の自主的な取り組みを総合的に支援する。この際、・・・地域再生制度の見直し等に取り組み、地方や大都市の再生を推進する」とされている。</p> <p>そこで、内閣府では、地域再生法の改正等により、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを推進することとしている。</p> <p>上記の課題のうち、例えば、小規模商店の撤退による高齢者等の利便性の低下や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題については、特例民法法人や、一般社団・一般財団法人、協同組合等が移動販売等による高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もある。しかしながら、これらの法人は事業継続のための資金が不足している状況にあり、今後、こうした取り組みの普及と活性化を図るためには、より広範な主体からの支援を講じるため、民間による寄附の活発化につながる支援策を講じる必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 上記の、高齢者の買物等のための支援や間伐による山林保全等の地域再生活動については、政策的意義が高いが、収益性は低く、民間企業ではなく特例民法法人、一般社団・一般財団法人、協同組合等により多くが担われている。</p> <p>これらの法人に対する支援については、インセンティブの少なさのため積極的な支援は進んでいないのが現状であるため、民間資金の活用を促進するための誘導措置を講ずることにより、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 地域活性化の推進 施策目標3 地域再生計画の認定
	政策の達成目標	高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等の経営基盤強化、活動事業費の確保により、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年
	同上の期間中の達成目標	特定地域再生計画（仮称）に基づき地方公共団体が指定する法人数 目標値：50法人
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	50法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	寄附金収入増加により各法人の経営基盤が強化され、高齢者の買物等の支援や間伐等による山林保全等人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みが普及・活性化し、地域の再生がより図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税）を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域再生活動に対する寄付へのインセンティブの付与について、寄附金の損金算入限度額の拡大を行うことは、広く民間から志のある資金を集める方法として、認定NPO法人制度、特定公益増進法人制度等と同様に有効なものと考えられる。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—